

高知大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会規則

平成16年4月1日
規則第183号

最終改正 平成22年3月31日規則第124号

(趣旨)

第1条 高知大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）規則第10条第2項の規定に基づき、高知大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専任教員
- (4) 学部教員 8人以内
- (5) 各附属学校（園）から選出された教員 各1人

2 前項第4号に掲げる委員の選出方法は、別に定める。

3 第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 3 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(人事協議会)

第6条 センター専任教員の人事を協議するため、運営委員会に人事協議会を置く。

- 2 人事協議会は、第3条第1項第1号から第4号までの委員をもって組織する。
- 3 人事協議会は、センター長が必要と認めたとき、又は他の人事協議会の委員の要請があったときは、センター長が招集し、その議長となる。
- 4 人事協議会は、人事案件について合意を得たときは、当該事項を高知大学教育学部教員選考の処理手続に定める人事委員会に発議を委任しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの教育研究並びに事業に関する必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。